

中国における行政強制法の制定と行政上の強制措置制度の改革

——中国の行政行為に関する手続と法（三・完）——

葉
陵
陵

目次

- 一 はじめに——行政強制法の位置づけ
- 二 行政強制制度の現状及び立法背景
- 三 行政強制の種類及び設定
- 四 行政強制の手続
 - 1 行政強制の実施主体及びその適格
 - 2 行政強制措置の実施手続
 - 3 行政機関による強制執行の手続

- 4 執行罰及び強制徴収
- 5 代執行及び即時実施
- 6 人民法院に対する強制執行の申立
- 五 行政強制権の行使における違法行為及びその法的責任
- 六 おわりに——行政強制法の実効性及び課題

一 はじめに——行政強制法の位置づけ

行政機関は、行政目的の実現のために行政行為等によって私人に作為・不作為の義務を課すことがあり、私人も自発的にその義務を履行することが期待されている。私人による行政上の義務の不履行は、当該行政目的の実現を阻害するものであり、法的安定及び法秩序の維持の観点からも問題となる。そこで、行政機関が私人の身体や財産に強制を加えて行政目的の達成を図る行政上の強制措置が設けられている。この行政上の強制措置には、私人があらかじめ命じられている義務を履行しないので、行政側が義務の履行を強制するために実力を行使する「行政上の強制執行」と行政側が緊急の必要を満たすために、あらかじめ私人に義務を課することなく、いきなり強制力を行使する「行政上の即時強制」との二種がある。このうち、即時強制は、行政権がいきなり私人の身体や財産に対し実力を行使して所期の目的を達するものであるから、人権を侵害するおそれも高い。したがって、法治国家では行政上の強制執行が行政強制の基本であり、即時強制は例外と位置づけられる。¹⁾

行政上の義務履行確保の方法としては、義務を命じた行政機関が自ら強制手段を取ることができるというドイツ流の行政的執行システム（自力救済特権）と、行政上の義務履行確保についても行政に特権を認めず、私人のそれと同様に、まずは行政が出訴して裁判所の確認を得て初めて行うという英米流の司法的執行システムに大別される。前者は、公益の実現のために行政が迅速に行動できる利点を有するが、反面、相手方の権利保障に欠けるおそれがある。後者は、第三者たる裁判所の判断を仰ぐ点で権利保障に厚いが、行政が確保しようとする公益の実現が遅延するおそれもある。そこで、裁判が迅速に行われることが不可欠の前提であるとともに、緊急事態においては例外が必要である。現在のアメリカでも、例外的には行政の自力執行のシステムがある。²⁾

日本では、明治憲法下の行政上の強制執行制度と現在のそれとは、大いに相違する。戦前においては、ほぼ自己完結的な行政的執行の仕組みが、旧行政執行法、旧国税徴収法によって設けられていた。³⁾これにより法令または行政行為によって課された義務を国民が履行しないときには、行政庁はそのいずれかの手段で行政上の強制執行を行うことができた。当時の学説は、こうした実定制度を背景に、法律が行政庁に行政行為を行う権限を付与しているときは、その内容を強制執行する権限をも同時に授権していると見なした。行政行為には自力執行力がその属性として当然に具わるとされ、行政庁が、私人と同じように裁判所に訴訟を提起する司法的執行の道を選ぶことは法律に認められなかった。

しかし、行政行為の強制が、法律関係の一方の当事者である行政権の判断のみで行われるから、その恣意的判断によって私人の身体や財産に苛酷な侵害を及ぼすおそれがある。戦後、国家権力の過剰な行使への反省から行政強制執行及び即時強制の一般法であった旧行政執行法は廃止され、これに代わって行政代執行法が制定された。行政代執行法は、その名称が示すように、代執行の手続の定めであって、オールラウンドの強制執行手続を定めるもの

ではない。代替的作為義務の履行強制については一般法である行政代執行制度があるものの、行政上の金銭支払債務については強制徴収制度を置くこととどまる。それ以外の非代替的作為義務、不作為義務の履行を確保する一般法は存在しなくなり、両者は個別の法律に根拠がある場合のみ認められる。すなわち、現行法は、行政の自力執行に係わる法制度を極端に抑制したものとなっている。現行法は、ドイツ流の行政強制制度をかなり放棄したが、しかし、英米流の司法的強制制度を一般的に採用したわけではない。ドイツ流の制度を中途半端に放棄しつつ英米流の制度を一般的に導入したわけではないために、義務履行確保のための法制度及びこれらを有効に用いる環境が整っていないのが原状である。⁵⁾

一方、諸外国と比較して、行政主導パラダイムが特に強い中国においては、「行政手続の適正化」に対する認識を深めるためのプロセスが是非とも必要であることに鑑み、行政手続法制を整備する現実的なあり方としては、直ちに一般法である行政手続法を制定するのではなく、「分散から集中へ」「地方から中央へ」という二段階の立法方式が考案されている。⁶⁾ 第一段階では、行政活動の中で社会や民衆の生活に最も影響のある主な具体的行政行為について、それぞれ単行の法律をもって立法すると同時に、地方的法規としての行政手続規定も実施し、行政実務上のニーズに対応しながら必要な経験を蓄積していく。統一的な行政手続法を制定するための諸条件が整った第二段階では、一般法たる行政手続法の法典化を実現する。最終的には行政手続の基本法としての行政手続法、及びそれを補完するものとしての個別法からなる包括的な行政手続法制の法体系を構築する。⁷⁾ このうち、湖南省政府は、すでに二〇〇八年に行政手続に関する初の地方的規則としての「湖南省行政手続規定」を制定し、「法治湖南」の目標を打ち出したことで知られている。その後、山東省政府も、二〇一一年に「山東省行政手続規定」を制定した。⁸⁾ 一方、「行政許可法」(二〇〇三年)、「行政処罰法」(一九九六年)及び「治安管理处罰法」(二〇〇六年)、「行政強制

法」(二〇一二年)が、第一段階で成立すべきである行政手続に関する単行法として計画されていた。しかし、特に「行政強制法」の制定は決して順調ではなかった。二〇〇二年に起草された行政強制法案は、二〇〇五年一二月に初めて審議され、これまで五回の審議を経て、二〇一一年六月三日によりやく可決された。

行政手続法制整備の「後発国」とも言える中国の行政強制制度は、ドイツ流と英米流の行政強制システムの長短を参考にしながら、基本的には行政機関の自力執行権を認めると同時に、例外として、緊急の場合のほか、行政強制執行権を有しない行政機関も一定の場合に司法裁判所に強制執行を申し立てるのを認めている。行政強制法は、実体法と手続法の両面から行政強制の設定及び実施を規範化するものとして、行政強制措置、行政強制執行、人民法院による強制執行という三種の手続を定めている。行政強制措置とは、行政機関が行政管理の過程で、違法行為の制止、証拠隠滅の防止、危害発生の回避、危険拡大の制御等のために、公民の人身の自由に一時的な制限を加え、または公民、法人等の財物を一時的に支配する行為を指す(二条二項)。ここにいう行政強制措置の概念は、日本における行政上の直接強制に類似するものと言える。行政強制執行とは、行政機関又は行政機関の申請を受けた人民法院が行政決定を履行しない公民、法人もしくはその他の組織に対し強制的に義務を履行させる行為を指す(二条三項)。日本の行政実務には、「行政上の義務の強制は一貫して行政権自身の手で実施すべきであるとの考えが支配的で、行政権がその権限を行使するために司法機関の手を借りることにはいまだに違和感もたれている」⁹⁾ため、最高裁は、行政上の権限行使のために司法的助力を求めるのを全面的に認めない立場をとっていると思われるが、中国の行政強制執行機関には、行政機関のほか人民法院も含まれているので、行政権限の確保について司法裁判所に助力を求めるのが認められていると言える。

「行政強制法」は、「行政許可法」及び「行政処罰法」とあわせて行政手続立法に関する「三部作」と言われて

いる。このうち、「行政許可法」は、許認可という「授益的行政行為」を対象とするものであり、「行政処罰法」は、行政罰という侵益的行政行為を規律するものであるが、「行政強制法」は、行政行為によって課された義務の実効性を確保することを目的とするものである。筆者は、「中国の行政行為に関する手続と法（一）」として、行政許可法の制定と行政管理体制の改革を取り上げ、また、「中国の行政行為に関する手続と法（二）」として、行政処罰法及び治安管理処罰法の制定と行政処罰制度の改革を取り上げたが¹⁰、本稿は、「中国の行政行為に関する手続と法（三）」として、起案から成立まで長い一二年の歳月を要した「行政強制法」を中心に、中国における行政強制制度の現状及び立法背景、行政強制の分類及び設定権、行政強制の実施主体及び実施手続、行政強制権の行使における違法行為及びその法的責任、行政強制法の実施が中国社会にもたらす影響及び今後の課題などについて検討を行うものである。

二 行政強制制度の現状及び立法背景

一九七九年に始まった改革・開放政策の進展及び社会主義市場経済の深化に伴い、社会主義法治国家の建設が憲法原則（五条一項）として定められるようになり、法による行政の推進、法治政府の建設もその重要な構成部分として強調されるようになった。国務院は、二〇〇四年に「法に依る行政の全面的推進に関する実施要綱」、二〇一〇年に「法治政府建設の強化に関する意見」を發布し、一〇年程度のためまぬ努力によって法治政府を実現させるという明確な目標を掲げている。行政行為及びその手続を規律する行政手続立法もこの目標を実現するための不可

欠な一環であり、とりわけ行政実務において最も多用され、社会的影響が最も大きい行政行為である行政許可、行政処罰及び行政強制を規律する「行政許可法」、「行政処罰法」及び「行政強制法」は、「中国的な特色のある社会主義法体系の中核的法律」¹¹⁾とも位置づけられている。

中国の行政強制制度には、これまで一般法である行政強制法がなかったため、「散」、「乱」、「軟」と言われる三つの側面から際立った問題が存在すると指摘されている。「散」とは、行政強制に関する規定が大量の法律、行政法规、行政規則、地方的法規及び規範的文書の中に散乱している状態をいう。全国人民代表大会（以下、全人代と略する）の統計では、少なくとも七二の法律、一二二の行政法规の中で二百以上の名称を使った様々な行政強制が定められていた。¹²⁾そして、一千以上の地方的法規及び規則の中で行政強制に関する規定が置かれていた。「乱」とは、行政強制の実施主体、手続等に関する規定が混乱しているため、行政強制が恣意的に行われている状態をいう。法律、行政法规、行政規則、地方的法規及び規範性文書までも行政強制措置を設定できるので、行政強制の実施権を享有する主体が繁多であり、行政強制権を社会組織や個人に委託して実施させる地方政府や行政部門もある。行政強制権限の濫用によって公民、法人等の適法な権利利益を損なうことも度々発生する。例えば、過去一〇数年間において強制立退事件が年々エスカレートしており、地方政府の政策変更による企業の強制的移転や、行政強制行為による企業の財産差押え範囲の逸脱などの被害が各地で多発している。「軟」とは、行政機関の強制執行の実効性が不足し、一部の違法行為に対する不作為や非効率的な状態を言う。行政機関が下した決定をしつかり実施できないので、公共の利益及び社会の秩序の保障、行政上の職責の実効性を確保することも困難である。

また、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会の調査でも、行政機関による法執行の過程においては、重大な違法行為に対し、強制手段の欠乏によって真面目に処理しない現象が存在する一方、行政強制の手段を濫用する

現象も存在していることが認められた。特に①行政強制措置を設定できる機関が明確ではない問題、②行政強制措置の形式が煩わしく多い問題、③行政強制権のない行政機関も、自ずから行政強制措置を実施するか、またはその他の組織に授権、委託して行政強制措置を実施させる問題、④実施手続的な規定が欠けているため、一部の行政機関は、行政強制措置を取る際に恣意性が大きく、公民、法人またはそのたの組織の権利益に損害を与える問題、⑤行政機関は、行政管理職責を履行するにあたり、必要な手段が欠如していることによって重大な違法行為も制止されない問題が指摘された。¹⁷⁾

こうした状況の下で、現行の行政強制制度に不備があることは明らかであり、新たな視角に立った法整備及び実効的な法執行が要請され、統一した行政強制法の制定は緊要の課題となった。全人代常務委員会の法制工作委員会では、早くも一九九九年三月から行政強制法の起草作業に着手し始めたが、同法の公布まで一二年間かけて緻密な調査論証及び広範な意見聴取を行いながら修正作業を重ねてきた。二〇〇二年に作成された行政強制法（草案）は、二〇〇五年一二月に初めて審議にかけられ、これまで五回の審議（二〇〇五年一二月に開催された第一〇期全人代常務委員会第一九回会議における第一次審議、二〇〇七年一〇月に開催された第一〇期全人代常務委員会第三〇回会議における第二次審議、二〇〇九年八月に開催された第一一期全人代常務委員会第一〇回会議における第三次審議、二〇一一年四月に開催された第一二期全人代常務委員会第二〇回会議における第四次審議、同年六月に開かれた第二一回会議における第五次審議）を経てようやく可決され、二〇一二年一月一日に施行されるようになった。

「立法法」(二〇〇〇年)第三九条によると、全人代常務委員会会議の審議に付された法案について、各界に当該法律制定の必要性及び実行可能性等の重大な問題について比較的大きな意見の不一致があったために審議が中断されて二年経過したとき又は一時的に表決を停止した後の二年間に改めて常務委員会会議による審議に付されなかつ

たときは、委員長会議は常務委員会に報告し、当該法案は審議を中止する。行政強制法案の審議をめぐる様々な意見が対立し、短期間による収束が難しかったので、審議の中止という最悪の結果を避け、審議のプロセスを継続するために、幾度も廃案に追い込まれる直前に再審議にかけられた結果、通常は三回とされる法案審議が五回も行われることになった。⁽¹⁸⁾

難産の末に成立した行政強制法は、行政許可法、行政処罰法に続く、具体的行政行為に対する事前的統制に関する重要な「立法三部作における最終作」⁽¹⁹⁾として、中国の行政手続法制の整備に向けて核心的役割を演じるものである。大部分の行政権力を規範化する三大単行法の登場に従い、一般法である行政手続法を制定する条件も整いつつあると思われる。⁽²⁰⁾

行政強制法は「第一に、行政強制の原則を明確にし、設定及び実施手続から行政強制権を規範化し、行政強制手続の濫用を防止及び禁止し、公民、法人等の適法な権利利益を保護する。第二に、行政機関の法に基づく職務遂行を保障及び監督し、行政管理の能率及び公共サービスの水準を高め、よりよく公共の利益及び社会の秩序を擁護する」ために制定されたものであり、「行政強制の設定と実施を規範化し、行政機関の法に基づく職務遂行を保障及び監督し、公共の利益及び社会の秩序を守り、公民、法人及びその他の組織の適法的権利利益を保護する」(一条)ことを目的としている。⁽²¹⁾ この立法趣旨を実現するために、行政強制権と公民の権利利益との関係、行政権と司法権との関係、中央立法権と地方立法権との関係、公共の利益と個人の利益との関係における均衡性が図られている。⁽²²⁾

行政強制権と公民の権利利益との関係については、行政機関の職務遂行の確保と公民等の適法な権利利益の保護とのバランスを保つために、①行政強制の比例原則、教育と強制の結合原則が定められている。すなわち、行政強制の設定及び実施は、適切でなければならない。強制以外の手段を用いて行政管理の目的を達成できる場合は、行

政強制を設定及び実施してはならない（五条）。そして、行政強制を実施するにあたっては、教育と強制を組み合わせたことを堅持しなければならない（六条）。②公民、法人またはその他の組織は、行政機関による行政強制の実施に対し、陳述権、弁明権を有する。法に基づいて行政不服審査を申し立て、または行政訴訟を提起する権利を有する。行政機関による行政強制の違法な実施により損害を被った場合は、法により賠償を請求する権利を有する（八条一項）。③第6章「法的責任」を設け、行政強制実施における違法行為、行政強制権の濫用に対する処分を明記した。

行政権と司法権との関係については、司法機関が行政権限の行使に助力するとともに、それを監督する必要もある。具体的には、①行政強制執行権を有しない行政機関は、人民法院に強制執行を申し立てることができる（五三条）。②事実又は法律、法規の根拠が明らかに欠如していること、もしくはその他の明らかに違法で被執行人の適法な権益を損なうことが判明した場合は、人民法院が裁定を下す前に被執行人及び行政機関の意見を聴取するうえ、執行するか否かの裁定を下さなければならない（五八条）。③状況が急を要する場合、公共の安全を保障するため、行政機関は、人民法院に即時執行を申し立てることができる（五九条）。

中央立法権と地方立法権との関係については、国土が広大で、地域間の格差が大きく、地方事務も千差万別である国情に鑑み、中央と地方がそれぞれ所定の権限内で行政強制措置を設定することができる。すなわち、①最高立法機関である全人代は、法律をもって行政強制措置を設定するが、國務院の行政管理の職権に属する事項につき、最高行政機関である國務院は、行政法規で行政強制措置を定めることができる。②地方的事務に属する事項につき、地方立法機関である地方人大は、地方的法規により強制措置を規定できる（二〇条）。ただし、法律の規定を拡大してはならない（一一一条）。

公共の利益と個人の利益との関係については、公共の利益及び社会の秩序を守ることと個人の適法な権利利益を保護することを同等に重んじなければならない。例えば、①違法行為の情状が著しく軽微であり、又は顕著な社会的危害がない場合は、行政強制措置を講じなくてよい（一六条二項）。すなわち、重要な「個人の利益」を保護するほうが軽微な「公共の利益」を守るよりも優位である。②緊急の場合を除くほか、行政機関は、夜間または法定休日に行行政強制執行を実施してはならない。また、行政機関は、住民の生活に対し、水、電気、暖房、ガスの供給を停止する等の方法で当事者に関連行政決定の履行を迫ってはならない（四三条）。

行政強制法は、従来から行政機関による濫用が問題となっていた行政強制の設定及び実施の手続について、法定原則、比例原則、教育と強制の結合原則、和解原則、濫用禁止原則及び権利救済原則の適用を定めている。法定原則については、行政強制の設定及び実施は、法定の権限、範囲、条件及び手続に従わなければならない（四条）。比例原則については、行政強制の設定及び実施は、適切でなければならぬ。強制以外の手段を用いて行政管理の目的を達成できる場合は、行政強制を設定及び実施してはならない（五条）。金銭給付義務の執行にあたって、過料または延滞金の賦課金額は金銭給付義務の金額を超えてはならない（四五条二項）。教育と強制の結合原則については、行政強制を実施するにあたって、教育と強制を組み合わせることを堅持しなければならない（六条）。和解原則については、行政強制執行を実施するにあたって、行政機関は、公共の利益及び他人の適法な権利利益を損なわない状況下で、当事者と執行合意を取り決めることができる（四二条一項）。濫用禁止原則については、行政機関及びその職員が、行政強制権を利用して、所属先または個人のために利益をはかった場合、上級行政機関または関連部門が是正を命令し、直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し法により処分を科すことができる（六四条）。権利救済原則については、公民、法人またはその他の組織は、行政機関による行政強制の実施に

対し、陳述権、弁明権を有し、法により行政不服審査を申し立て、または行政訴訟を提起する権利を有する。行政機関が違法な行政強制を実施したために損害を被った場合には、法に基づいて賠償を請求する権利がある。また、公民、法人またはその他の組織が、人民法院の違法な強制執行行為または強制執行範囲の拡大により損害を被った場合には、法に基づいて賠償を請求する権利がある（八条）。

三 行政強制の種類及び設定

中国における行政強制としては、行政強制措置及び行政強制執行との二種がある。行政強制措置とは、行政機関が行政管理の過程で、違法行為の制止、証拠隠滅の防止、危害発生の回避、危険拡大の制御等のために、公民の人身の自由に一時的な制限を加え、または公民、法人等の財物を一時的に支配する行為を指す（二条二項）。具体的には、①公民の人身の自由の制限、②場所、施設又は財物の封印、③財物の差押え、④預金・送金の凍結、⑤その他の行政強制措置がある（九条）。そして、行政強制執行とは、行政機関又は行政機関の申請を受けた人民法院が行政決定を履行しない公民、法人もしくはその他の組織に対し強制的に義務を履行させる行為をいう（二条三項）。具体的には、①過料又は滞納金の賦課、②預金・送金の振替、③封印し、または差し押さえた場所、施設または財産の競売もしくは法に基づく処理、④妨害の排除及び原状回復、⑤代執行、⑥その他の強制執行方式がある（一二条）。両者の相違と言えば、「行政強制措置は、「一時性」の特徴を有するものであるが、行政強制執行は、「行政決定を前提とすること」や「義務の強制履行」といった特徴を有するものである²⁵⁾。

行政強制は、公民、法人及びその他の組織の人身権または財産権に対する制限または剥奪になる。その設定権をめぐって、これまで法律のほか、國務院が制定する行政法規、省級人民代表大会及びその常務委員会が制定する地方的法規、國務院の各部・委員会や省級政府が制定する行政規則、さらに、行政規則より下位の、各行政機関が制定する決定、命令等の規範性文書によっても定められていた。こうした「乱立」の状況を解消するために、行政強制の設定範囲は、行政強制法の立法段階における主な論点の一つとなった。特に①行政法規にはどれぐらいの設定権を付与すべきであるか、②行政規則には設定権を付与すべきであるか、③地方的法規にも設定権を付与すべきであるか、どれぐらいの設定権を付与すべきであるかが最大な焦点であった。立法当事者の間においては、この問題に対する見解がなお統一されていないが、公布された行政強制法には、行政強制の設定及び実施について、法定の権限、範囲、条件及び手続に従わなければならないこと（四條）、また、強制以外の手段を用いて行政管理の目的を達成できる場合は、行政強制を設定及び実施してはならないこと（五條）を定めている。行政強制法は、この法定原則及び比例原則に基づき、行政強制措置及び行政強制執行の設定についてそれぞれ具体的な規定を置いている。

まず、行政強制措置の設定権は、法律、行政法規及び地方的法規に限定されている。具体的には、法律留保の原則に従い、①行政強制措置は法律で設定する。②法律が制定されておらず、かつ國務院の行政管理の職権に属する事項は、行政法規により、第九條に定められた公民の人身の自由の制限、預金・送金の凍結、及び法律で規定すべき措置以外の行政強制措置を定めることができる。すなわち、この二つの行政強制措置の設定権は、絶対的法律留保として法律のみに付与されている。これは「立法法」の関連規定の趣旨にも合致するものである。同法第九條により、全人代及びその常務委員会は、実際の必要性に応じてその立法権限の中の一部の事項について先に行政法規を制定できる旨國務院に授權することができる。ただし、公民の政治的権利を剥奪しまたは人身の自由を制限する

強制措置及び処罰等に関する事項が除外されている。③法律及び行政法規が制定されておらず、かつ地方的事務に属する事項は、地方的法規により第九条に定められた場所、施設または財物の封印、及び財物の差押えといった行政強制措置を規定することができる。すなわち、この二つの行政強制措置の設定権は、一般的法律留保として行政法規及び地方的法規に付与されている。そして、国務院の行政管理の職権に係わるその他の行政強制措置の設定権は、行政法規に付与されている。④法律、法規以外のその他の規範性文書では、行政強制措置を設定してはならない（一〇条）。また、行政強制法は、法律優位の原則に基づき、法律の規定を拡大して定めることも禁止している。すなわち、法律が行政強制措置の対象、条件、種類が定められているものについては、行政法規、地方的法規で規定の拡大を行ってはならない。法律において行政強制措置が設定されていないものについては、行政法規、地方的法規で行政強制措置を追加して設定してはならない（一一条）。

次に、行政強制執行は、法律によって設定される（二三条一項）。立法段階においては、行政法規にも一定の行政強制執行の設定権を付与すべきであるか否かに対し賛否両論があった。賛成論は、国土が広大で、人口が多く、地域間の発展水準が均衡性に欠け、様々な社会問題も多発している転換期の中国において、行政管理の責務が極めて複雑で重大であるため、行政強制執行の設定権をすべて法律に付与するのであれば、こうした複雑な行政管理の要請に効率よく対応できないと主張したが、反対論は、現行の行政法規に行政強制執行を「乱設」する現象がすぐに見られるとして、この状況を是正するために、その設定権を法律のみに収斂する必要があると強調した²⁴。行政強制法では、行政強制執行の設定権が原則として法律に限定されているが、法律に行政機関による強制執行が定められていない場合、行政決定をした行政機関は、人民法院に強制執行を申し立てなければならぬとしている（二三条二項）。

さらに、行政強制の設定中における意見聴取手続が定められている。すなわち、法律、法規の草案を起草して行政強制を設定しようとする段階では、起草者は、聴聞会、論証会等の形式で意見を聴取し、かつ、制定機関に対し、当該行政強制を設定する必要性、生じる可能性のある影響ならびに意見の聴取及び採用の状況を説明しなければならない（一四条）。

また、行政強制の設定後に対する評価手続も設けられている。すなわち、①行政強制の設定機関は、その設定した行政強制に対し定期的に評価を行い、かつ不適切な行政強制に対しては遅滞なく改正または廃止しなければならない。②行政強制の実施機関は、すでに設定された行政強制の実施状況及び存続の必要性について、適宜評価を行い、かつ意見を当該行政強制の設定機関に報告することができる。③公民、法人またはその他の組織は、行政強制の設定機関と実施機関に対し、行政強制の設定と実施について意見や提案を提出することができる。関連機関は、真摯に検討し論証し、かつ適切な方式でフィードバックしなければならない（一五条）。

四 行政強制の手続

1 行政強制の実施主体及びその適格

行政強制法の規定により、行政強制を実施する主体としては三つの種別がある。第一は行政機関である。すなわち、①法律、法規に定める行政機関は、法定の職権の範囲内において行政強制措置を実施する（一七条一項）。②

行政機関が法により行政決定を下した後、当事者が行政機関の決定した期限内に義務を履行しない場合、行政強制執行権を有する行政機関は本章の規定により強制執行を行うことができる（三四条）。第二は行政強制執行の協力者としての金融機関である。すなわち、預金・送金の振替は、法律の規定する行政機関により決定し、かつ書面で金融機関に通知しなければならない。金融機関は、行政機関が法に基づいて行つた預金・送金振替の決定を受領した後、直ちに振替を行わなければならない。法律の規定する以外の行政機関または組織が当事者の預金・送金の振替を求める場合、金融機関はこれを拒否しなければならない（四七条）。第三は公共事務管理権能を備えた組織である。すなわち、法律、行政法規により授權された公共事務管理権能を備えた組織が、法定の授權範囲内において自らの名義で行政強制制を実施する場合、本法の行政機関に関する規定を適用する（七〇条）。

長い間、行政機関の定員や経費の不足のため、いわゆる管理協力人員に委託して行政強制制を実施させる現象がよく見られる。しかし、行政機関の恣意的な委託や管理協力人員の適格性などによって行政の相手方の適法な権利利益を侵害し、政府に対する民衆の信頼感を損なうことが多発しているため、行政強制制の実施主体に関する資格制度も設けられている。具体的には、①行政機関は、法定の職権の範囲内において行政強制措置を実施すること、②行政強制措置の権限は、これを委託してはならないこと、③行政強制措置は、行政機関の資格を有する行政法律執行員により実施されなければならない。その他の者は、これを実施してはならないこと（一七条一項、四項）が要請されている。

民衆への便宜を図り、実施能率を高め、実施コストを節約するために、各種の行政主体によって別々に行使される行政強制の実施権を一つまたは幾つかの行政主体に集中させるといふ相対的に集中した行政強制権制度も定められている。これまで行政処罰権と行政許可権に対する相対的集中化の改革がすでに行われ、かつ一定の立法経験が

蓄積されてきた。例えば、「行政処罰法」により、國務院または國務院の授權を得た省、自治区、直轄市の人民政府は、一つの行政機関を定め、関連行政機関の行政処罰権を行使させることを決定することができるが、人身の自由を制限する行政処罰権は、公安機関によってのみ行使され得る（一六条）。また、「行政許可法」により、國務院の認可を受けて、省、自治区、直轄市の人民政府は、簡素、統一、効率の原則に従い、一つの行政機関を定め、関連行政機関の行政処罰権を行使させることを決定することができる（二五条）。「行政強制法」も、行政処罰法の規定により相対的に集中した行政処罰権を行使する行政機関は、法律、法規に定める行政処罰権と関係のある行政強制措置を実施することができると明記している（一七条二項）。これによって相対的に集中した行政処罰権を享有する行政機関は、相対的に集中した行政強制権をも同時に享有することとなり、行政法律執行権の統一化及び効率化が図られた。

2 行政強制措置の実施手続

行政強制措置を実施する一般手続としては、承認、公開、告知、弁解聴取、現場記録などの諸制度が定められている。具体的には、①承認手続——行政強制措置の実施前に、行政機関の責任者に報告して承認を受けなければならない。②公開手続——二名以上の行政法律執行員により実施する。法律執行身分証明証を提示する。③告知手続——当事者に立ち会うよう通知する。そして、行政強制措置を講じる理由、根拠及び当事者が法により有する権利、救済手段をその場で当事者に告知する。④弁解聴取手続——当事者の陳述及び弁明を聴取する。⑤現場記録手続——現場記録を作成する。現場記録に当事者及び行政法律執行員が署名または捺印を付す。当事者が拒否した場合は、記録にその旨を明記する。当事者が立ち会わない場合は、立会人に立ち会いを求め、立会人及び行政法律執行員が現場記録に

署名または捺印を付す（一八条）。

行政強制措置は、公民の人身の自由の制限、場所、施設または財物の封印、差押え、預金・送金の凍結に分類されているが、その実施について第一八条に定められた一般手続を履行するほか、各特別手続も遵守しなければならない。

第一に、公民の人身の自由を制限する行政強制措置を実施する場合は、①行政強制措置を実施する行政機関、場所及び期間をその場で告知し、または行政強制措置を実施した後直ちに当事者の家族に通知する、②緊急の状況下で行政強制措置をその場で実施した場合は、行政機関に戻った後、直ちに行政機関の責任者に報告して承認手続を補完すること、③人身の自由を制限する行政強制措置の実施は、法定期限を超えてはならない。行政強制措置を実施する目的がすでに達成され、または条件がすでに消失している場合は、速やかにこれを解除しなければならない（二〇条）。他方、違法行為に犯罪の疑いがあり司法機関に移送すべき場合は、行政機関は封印し、差し押さえ、凍結した財物も併せて移送し、かつ書面で当事者に告知しなければならない（二一条）。

第二に、封印、差押えの対象は、事案に係る場所、施設または財物に限られ、違法行為と関係のない場所、施設または財物を封印し、差し押さえてはならない。公民個人及びその扶養家族の生活必需品を封印し、差し押さえてはならない（二三条）。そして、行政機関が封印、差押えの実施を決定した場合、封印、差押えの決定書及び明細書を作成し、その場で交付しなければならない。封印、差押えの決定書には以下の事項を明記しなければならない。①当事者の氏名または名称、住所、②封印、差押えの理由、根拠及び期間、③封印し、または差し押さえる場所、施設または財物の名称、数量等、④行政不服審査申立及び行政訴訟提起の方法及び期限、⑤行政機関の名称、印章及び日時である（二四条）。

封印、差押えの期間は三〇日を超えてはならない。状況が複雑な場合は、行政機関の責任者の承認を経て、延長することができるが、延長期間は三〇日を超えてはならない。封印、差押えを延長する決定は、遅滞なく書面で当事者に告知し、かつ理由を説明しなければならない(二二五条)。行政機関は、封印、差押えの措置を講じた後、遅滞なく事実を究明し、法定の期間内に処理決定を行わなければならない(二二六条)。

封印、差押えを解除する手続については、①当事者に違法行為のない場合、②封印し、差し押さえた場所、施設または財物が違法行為と関係のない場合、③行政機関が違法行為についてすでに処理決定を行っており、もはや封印、差押えの必要が無い場合、④封印、差押えの期間がすでに満了している場合、⑤もはや封印、差押え措置を講じる必要のないその他の場合のいずれかに該当するとき、行政機関は、遅滞なく封印、差押えの解除の決定を行わなければならない。そして、封印、差押えを解除するとき、行政機関は、直ちに財産の返還を行わなければならない。生鮮品またはその他の保管が容易ではない財物をすでに競売または換金した場合は、競売または換金により得られた金員を返還しなければならない。換金価格が明らかに市場価格より低く、当事者が損失をもたらした場合は、補償を行わなければならない(二二八条)。

第三に、預金・送金の凍結は、法律に定める行政機関により実施され、その他の行政機関または組織に委託してはならない。その他のいかなる行政機関または組織も預金・送金を凍結してはならない。預金・送金の凍結金額は、違法行為の関係する金額に相当するものでなければならぬ。すでにその他の国家機関に法により凍結されているものは、重複して凍結してはならない(二二九条)。

行政機関は、法により預金・送金の凍結の実施を決定した場合は、第一八条に定める手続を履行し、かつ金融機関に凍結通知書を交付しなければならない。金融機関は、行政機関が法に基づいて出した預金・送金凍結決定書を受

受領した後、直ちに凍結を行わなければならない。これを延期したり、凍結前に当事者に対して情報を漏洩したりしてはならない。法律に定める以外の行政機関または組織が当事者の預金・送金の凍結を求める場合、金融機関はこれを拒否しなければならない(三〇条)。

法律の規定により預金・送金を凍結する場合、決定を下した行政機関は三日以内に当事者に凍結決定書を交付しなければならぬ。凍結決定書には以下の事項を明記しなければならない。①当事者の氏名または名称、住所、②凍結の理由、根拠及び期間、③凍結する口座番号及び金額、④行政不服審査申立及び行政訴訟提起の方法及び期限、⑤行政機関の名称、印章及び日時である(三一条)。

預金・送金を凍結した日から三〇日以内に、行政機関は処理の決定または凍結解除の決定を下さなければならない。状況が複雑な場合は、行政機関の責任者の承認を経て延長することができるが、延長期間は三〇日を超えてはならない。凍結延長の決定は、遅滞なく書面で当事者に告示し、かつ理由を説明しなければならない(三二条)。

預金・送金の凍結を解除する手続については、①当事者に違法行為のない場合、②凍結した預金・送金が違法行為と関係のない場合、③行政機関が違法行為についてすでに処理決定を行っており、もはや凍結の必要が無い場合、④凍結の期間がすでに満了している場合、⑤もはや凍結措置を講じる必要のないその他の場合のいずれかに該当するとき、行政機関は、遅滞なく凍結解除の決定を下さなければならない。そして、行政機関は、凍結解除の決定を下した場合、遅滞なく金融機関及び当事者に通知しなければならない。金融機関は、通知を受けた後、直ちに凍結を解除しなければならない。行政機関が期限を過ぎても処理の決定または凍結解除の決定を行っていない場合、金融機関は、凍結期間満了の日をもって凍結を解除しなければならない(三三条)。

3 行政機関による強制執行の手続

行政強制執行の一般手続としては、催告、意見聴取、決定、送達・実施、執行中止または執行終結、原状回復、執行合意などの諸制度が定められている。具体的には、①催告手続——行政機関は、強制執行の決定を下す前に、あらかじめ当事者に義務の履行を催告しなければならない。催告は書面形式で行い、かつ、義務の履行期限、義務の履行方式、金銭給付に係わる場合の明確な金額と給付方法、当事者が法により有する陳述権及び弁明権といった事項を明記しなければならない（三五条）。②意見聴取手続——当事者は、催告書を受領した後、陳述と弁明を行う権利を有する。行政機関は、当事者の意見を十分に聴取し、当事者が申し出た事実、理由及び証拠に対し記録、照合を行わなければならない。当事者が申し出た事実、理由または証拠が正当なもの認められる場合、行政機関はこれを採用しなければならない（三六条）。③決定手続——催告を経て、期限を過ぎても当事者がなお行政決定を履行せず、しかも正当な理由もない場合、行政機関は、強制執行の決定を下すことができる。強制執行の決定は書面形式で行い、かつ、当事者の氏名または名称、住所、強制執行の理由及び根拠、強制執行の方式及び時期、行政不服審査申立及び行政訴訟提起の方法及び期限、行政機関の名称、印章及び日時といった事項を明記しなければならない。催告期間において、財物の移転または隠匿の形跡があることを証する証拠があるものについては、行政機関は、即時強制執行の決定を行うことができる（三七条）。④送達・実施手続——催告書、行政強制執行決定書は、当事者に直接送達しなければならない。当事者が受け取りを拒否する場合、または当事者に直接送達することができない場合は、民事訴訟法の関連規定により送達する（三八条）。⑤執行中止または執行終結手続——執行を中止する要件としては、当事者が行政決定を履行することが困難であり、または一時的に履行能力のない場合、第

三者が執行目的物に対し権利を主張し、明らかに理由のある場合、執行が回復困難な損失をもたらす可能性があり、しかも執行の中止が公共の利益を損ねない場合、行政機関が執行を中止させる必要があると判断するその他の場合が挙げられる。しかし、執行中止の事由が消失した後、行政機関は執行を再開しなければならない。顕著な社会的危険性がなく、当事者に履行能力がなく、執行中止から満三年を経過しても執行が再開されていない場合、行政機関はもはや執行をしない（三九条）。また、執行を終結する要件としては、公民が死亡し、執行可能な遺産が無く、義務引受人もいない場合、法人またはその他の組織が消滅し、執行可能な財産が無く、権利義務引受人もいない場合、執行目的物が滅失した場合、執行の根拠となる行政決定が取り消された場合、行政機関が執行を終結させる必要があると判断するその他の場合が挙げられる（四〇条）。⑥原状回復手続——執行中または執行完了後において、執行の根拠となる行政決定が取り消され、変更され、または執行に誤りがあった場合、原状を回復し、または財物を返還しなければならない。原状を回復し、または財物を返還できない場合は、国賠法等により賠償を行う（四一条）。⑦執行合意手続——行政強制執行を実施するにあたって、行政機関は、公共の利益及び他人の適法な権利利益を損なわない状況下で、当事者と執行合意を取り決めることができる。執行合意においては段階を分けて履行することを約定することができる。当事者が救済措置を講じる場合は、賦課する過料または延滞金を減免することができる。当事者が執行合意を履行しない場合、行政機関は強制執行を再開しなければならない（四二条）。この和解制度の設置については、立法段階において行政決定の権威性に悪影響をもたらすおそれがあるとの消極的な見解と、行政決定の執行の効率性及び問題の緩和に有利であるとの積極的な見解の賛否両論があったものの、結果的に行政決定の執行を確保すると同時に、社会衝突の減少を促すこともできるので、社会主義的調和社会を構築するための要請に合致するものとして導入することになり、行政法制上の重大な革新であるとも評された。⁽²⁶⁾⁽²⁷⁾

また、民衆の権利・利益の保護や適正な行政手続の見地から、行政強制執行の実施方法についても改善策が講じられた。例えば、①乱暴執行の予防については、行政機関は、緊急の場合を除くほか、夜間または法定休日に行政強制執行を実施してはならないこと、行政機関は、住民の生活に対し、水、電気、暖房、ガスの供給を停止する等の方法を用いて当事者に関連行政決定の履行を迫ってはならないこと（四三条）が法定されている。②妨害の排除については、違法な建築物、構築物、施設等を強制撤去する必要がある場合、行政機関が公告を行い、当事者の自主撤去の期限を定める。当事者が法定の期限内において行政不服審査の申立または行政訴訟の提起を行わず、撤去もしない場合、行政機関は、法により強制撤去することができる（四四条）と明記されている。

4 執行罰及び強制徴収

執行罰とは、行政上の義務を相手方が履行しない場合において、行政機関が一定の期限を示して過料を戒告し、その期限までに義務が履行されない場合に過料を課することによって、義務者に心理的圧迫を加え、間接的に義務の履行を強制するものである。また、強制徴収とは、義務者が金銭納付義務を自ら履行しない場合において、行政機関が義務者の財産に強制を加え、当該金銭に相当する財産的価値を強制的に徴収することによって、義務を実現するものである。⁽²⁸⁾中国では、執行罰と強制徴収も金銭給付義務の履行を確保するための手段として用いられている。執行罰は、過料または延滞金の賦課を基本的な手続とするが、強制徴収の基本的な手続は、財物の封印と差押え、競売による換価である。

金銭給付義務には、主に当事者の納税義務、行政費用の支払義務及び行政処罰である過料の支払義務が含まれる。行政機関が法により金銭給付義務の行政決定を行う。当事者が期限を過ぎても履行しない場合、行政機関は、法に

基づいて過料または延滞金を賦課することができる。過料または延滞金の賦課基準は、当事者に告知しなければならない（四五条一項）。

行政機関が本法第四十五条の規定により過料または延滞金を実施してから三〇日が経過し、催告を経ても当事者がなお履行しない場合、行政強制執行権を有する行政機関は、強制執行を実施することができる。ただし、当事者が法定期限内において行政不服審査の申立または行政訴訟の提起を行わず、催告を経てもなお履行しない場合、行政管理を実施する過程ですでに封印、差押え措置を講じた行政機関は、封印し、差し押さえた財物を法により競売して過料に充当することができる（四六条）。

5 代執行及び即時実施

代執行は、行政上の義務のうち代替的作為義務について、義務者がこれを自ら履行しない場合に、行政機関がその財産に強制を加え、義務者に代わって義務を実現するものである。²⁸⁾中国では、代執行も代替的作為義務の一般的な強制手段として認められている。現在は一三の法律と一九の行政法規の中で代執行が規定されており、主に交通安全の維持、環境汚染の処理及び自然資源の保全などに関わっている。²⁹⁾具体的には、行政機関が法により当事者に妨害の排除、原状の回復などの義務の履行を求める決定を行い、当事者が期限を過ぎても履行せず、催告を経てもなお履行せず、その結果がすでに交通の安全を脅かし、環境汚染を招き、もしくは自然資源を破壊している場合、行政機関は、代執行をし、または利害関係の無い第三者に代執行を委託することができる（五〇条）。

代執行の手続は、原則として次の段階を経て行われる。①代執行前に決定書を送達し、代執行決定書に当事者の氏名または名称、住所、代執行の理由及び根拠、方式及び時間、目的物、費用の見積額及び代執行人を記載しなけ

ればならない。②代執行の三日前に当事者に履行を催告する。当事者が履行した場合、代執行を停止する。③代執行をするとき、決定を下した行政機関は、現場に人員を派遣し、監督させなければならない。④代執行が完了したときは、現場で監督をした行政機関の職員、代執行人及び当事者または立会人は、執行文書に署名または捺印しなければならない。⑤代執行の費用は、原価に基づいて合理的に確定し、当事者がこれを負担する。⑥代執行は、暴力、脅迫及びその他の不法な方式を使用してはならない。

行政上の即時強制は、行政機関が目前急迫の必要があつて義務を命じる暇がない場合に、あらかじめ相手方に義務を課することなく、即時に強制力を行使して所期の行政目的を達するものである。即時強制は、何らの予告もしないで、いきなり行政機関が実力を行使して直接国民の身体、自由、財産に働きかけこれを制約する作用であるだけに、人権に対する苛酷な侵害を伴う恐れが高い。したがつて、緊急の危険から相手方自身を保護すること、または公共の秩序や民衆への危険を防止する目的で、いずれの場合にもその緊急性のゆえに、必要最小限の即時強制の適用が許される。法治国家では、行政上の強制執行が行政強制の基本であり、即時強制は例外と位置づけられている。即時強制を実施するには、法律に根拠規定が必要であり、その目的、要件、限界が法定されなければならない。¹¹⁾

社会主義法治国家の建設を憲法原則（五条一項）としている中国では、状況が急を要する行政強制措置の実施や代執行に限り、その即時実施の手続が行政強制法によつて認められている。すなわち、状況が緊急であり、その場で行政強制措置を実施する必要がある場合、行政法律執行員は、二四時間以内に行政機関の責任者に報告し、かつ承認手続を補完しなければならない。行政機関の責任者が行政強制措置を講じるべきでないとは判断したときは、直ちにこれを解除しなければならない（一九九条）。また、道路、河道、航路または公共の場所の遺留物、障害物または汚染物を速やかに除去する必要があり、当事者がこれを取り除くことができないう場合、行政機関は、代執行の即

時実施を決定することができる。当事者がその場にはない場合、行政機関は、事後速やかに当事者に通知し、かつ法に基づいて処理しなければならない（五二条）。

6 人民法院に対する強制執行の申立

中国では、行政行為の強制執行について行政上の強制執行と司法上の強制執行を併用する「複線制」（原語…双軌制³²）が採られてきた。立法でこの手続を最初に認めたのは一九八九年に公布された行政訴訟法である。すなわち、公民、法人またはその他の組織が具体的な行政行為について法定期間内に行政訴訟を提起せずまたは履行しない場合、行政機関は、人民法院に強制執行を申し立て、もしくは法により強制執行を行うことができる（六六条）。行政強制法の関連規定もこの手続を再確認したものである。すなわち、当事者が法定期限内において行政不服審査の申立または行政訴訟の提起を行わず、行政決定も履行しない場合、行政強制執行権を有する行政機関は、自ずから強制執行を行うことができるが、行政強制執行権を有しない行政機関は、期限満了日から三ヶ月以内に、本章の規定に従って人民法院に強制執行を申し立てることができる（三四条、五三条）。例えば、國務院の「国有土地における家屋徴収及び補償条例」（二〇一二年一月）の規定に基づき、市、県級人民政府は、当該行政区域における家屋徴収及び補償につき責任を負う（四条）。被徴収人が法定期間内に行政不服申立を申請せずまたは行政訴訟を提起しない場合、しかも補償決定が定めた期間内に立ち退かない場合、家屋の徴収決定を下した市、県級人民政府は、法により人民法院に強制執行を申し立てることになる（二八条）。

行政強制執行権を有しない行政機関のために予定された人民法院に対する強制執行の申立手続としては、催告、受理、審査、即時執行などの諸制度が定められている。具体的には、①催告手続——行政機関は、人民法院に強制

執行を申し立てる前に、当事者に対し義務の履行を催告しなければならない。催告書送達の一〇日後に当事者がお義務を履行していない場合、行政機関は、所在地の管轄権を有する人民法院に強制執行を申し立てることができる。執行目的物が不動産であるときは、不動産所在地の管轄権を有する人民法院に強制執行を申し立てる（五四条）。そして、行政機関は、人民法院に強制執行を申し立てるときに、強制執行申立書、行政決定書及び決定を下した事実、理由及び根拠、当事者の意見及び行政機関の催告状況、強制執行を申し立てる目的物の状況、法律、行政法规に定めるその他の資料を提供しなければならない（五五条）。②受理手続——人民法院は、行政機関から強制執行の申立を受けた場合、五日以内にこれを受理しなければならない。行政機関は、人民法院の不受理の裁定に異議がある場合は、一五日以内に一級上の人民法院に不服審査を申し立てることができる。一級上の人民法院は、不服審査の申立を受領した日から一五日以内に受理するか否かの裁定を下さなければならない（五六条）。③審査手続——原則として形式的審査が行われるが、例外的に実質的審査も認められている。すなわち、人民法院が行政機関の強制執行の申立に対し書面審査を行い、本法第五十五条の規定に合致し、しかも行政決定が法的執行力を備えているものについては、本法第五八条に定める場合を除き、人民法院は、受理した日から七日以内に執行の裁定を下さなければならない（五七条）。そして、人民法院が、第五八条に定められた事実の根拠が明らかに欠如している場合、法律、法規の根拠が明らかに欠如している場合、その他の明らかに違法で被執行人の適法な権益を損なう場合のいずれかに該当することが判明した場合は、裁定を下す前に被執行人及び行政機関の意見を聴取することができる（五八条一項）。こうした実質的審査が行われたうえ、人民法院は、受理した日から三〇日以内に執行するか否かの裁定を下さなければならない。執行しない旨の裁定を下す場合は、理由を説明し、かつ、五日以内に執行しない旨の裁定を行政機関に送達しなければならない（五八条二項）。ただし、行政機関が人民法院による執行しない旨の

裁定に異議があるときは、裁定を受領した日から一五日以内に一級上の人民法院に不服審査を申し立てることができ、一級上の人民法院は、不服審査の申立てを受領した日から三〇日以内に執行するか否かの裁定を下さなければならない（五八条三項）。④即時執行手続——状況が急を要する場合、公共の安全を保障するため、行政機関は、人民法院に即時執行を申し立てることができる。人民法院は、人民法院の院長の承認を経て、執行の裁定を行った日から五日以内に執行しなければならない（五九条）。⑤強制執行費用——行政機関は、人民法院に強制執行を申し立てる際、申立費を納めない。強制執行の費用は被執行人が負担する。人民法院が振替、競売の方式で強制執行を行う場合、振替、競売後に執行費用を差し引くことができる（六〇条一項、二項）。

五 行政強制権の行使における違法行為及びその法的責任

右に述べたように、行政強制権が実に広く行政機関、司法機関、金融機関及びその職員に付与されている。そこで、こうした行政強制権の濫用をいかに予防するかが重要な課題である。行政強制法は、総則で行政機関及びその職員は、行政強制権を利用して所屬先または個人のために利益を図ってはならない（七条）と強調するとともに、第六章で是正命令、処分、賠償、過料及び刑事責任を含む法的責任について詳細な規定を定めている。

まず、行政機関による違法行為の法的責任については、行政機関が行政強制を実施する際に、下記のいずれかの状況に該当する場合は、上級行政機関または関連部門が是正を命令し、直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し法により処分を科すことができる。①法律、法規の根拠が無い場合、②行政強制の対象、条件、方式

を変更した場合、③法定の手続に違反して行政強制を実施した場合、④本法の規定に違反し、夜間または法定祝休日に行行政強制執行を実施した場合、⑤住民の生活に対し、水、電気、暖房、ガスの供給を停止する等の方式を用いて当事者に関連行政決定の履行を迫った場合、⑥その他の行政強制を違法に実施した状況のある場合である（六一条）。

封印、差押え、凍結における手続違反については、行政機関が、下記の状況のいずれかに該当する場合、上級行政機関または関連部門が是正を命令し、直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し法により処分を科すことができる。②封印、差押え、凍結の範囲を拡大した場合、③封印、差押えた場所、施設または財物を使用し、または毀損した場合、④封印、差押えの法定期間内に処理の決定を行わず、または封印、差押えを法により遅滞なく解除しなかった場合、⑤預金・送金の凍結の法定期間内に処理の決定を行わず、または凍結を法により遅滞なく解除しなかった場合（六二条）である。

対象物の不法占有については、振り替えた預金・送金、競売及び法に基づく処理により得られた金員は、国庫に上納し、または財政専用口座に振り替えなければならない。いかなる行政機関または個人も、形式の如何を問わず、これを滞留させ、私的に配分し、または形を変えて私的に配分してはならない（四九条）。行政機関が封印し、差押えた財物、または振り替えた預金・送金、競売及び法に基づく処理により得られた金員を滞留させ、私的に配分し、または形を変えて私的に配分した場合、財政部門または関連部門がこれを返納させ、直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し法により重過失記録、降格、免職または解雇の処分を科すことができる。また、行政機関の職員が職務上の便宜を利用し、封印、差押えた場所、施設または財物を自己所有とした場合、上級行政機関または関連部門が是正を命じ、法により重過失記録、降格、免職または解雇の処分を科すことができる（六三条）。

次いで、金融機関による違法行為の法的責任については、金融機関が下記のいずれかの状況に該当する場合、金融業監督管理機構が是正を命じ、直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し法により処分を科すことができる。①凍結の前に当事者に情報を漏洩した場合、②即時に凍結し、振り替えるべき預金・送金を凍結せず、または振り替えず、預金・送金が移転されるに至った場合、③凍結し、振り替えるべきでない預金・送金を凍結し、または振り替えた場合、④預金・送金の凍結を遅滞なく解除しなかった場合である。

本法の規定に違反し、金融機関が金員を国庫または財政専用口座以外のその他の口座に振り替えた場合、金融業監督管理部門が是正を命じ、併せて違法に振り替えた金員の2倍の過料に処し、直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し法により処分を科すことができる(六六条一項)。

さらに、人民法院による違法行為の法的責任については、人民法院及びその職員が強制執行中に違法行為を行い、または強制執行範囲を拡大した場合、直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し法により処分を科すことができる(六七条)。

人民法院が振替、競売の方式で強制執行を行う場合、振替えた預金・送金ならびに競売及び法に基づく処理により得られた金員は、国庫に上納し、または財政専用口座に振り替えなければならない。形式の如何を問わず、これを滞留させ、私的に配分し、または形を変えて私的に配分してはならない(六〇条)。本法の規定に違反し、行政機関、人民法院が金融機関に金員を国庫または財政専用口座以外のその他の口座に振り替えるよう命じた場合、直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し法により処分を科すことができる(六六条二項)。

本法の規定に違反し、公民、法人またはその他の組織に損失をもたらした場合は、法により賠償を行わなければならない。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及することができる(六八条)。

行政行為の実施主体による違法行為及びその法的責任については、「行政許可法」及び「行政処罰法」にも関連規定が置かれているが、「行政強制法」の特徴とえば、まず、責任主体の範囲はより広い。行政許可及び行政処罰の責任主体は行政機関のみであったが、行政強制の責任主体には行政機関のほか、人民法院、金融機関及びその職員も含まれている。次いで、責任形式に関する規定はより明確である。「行政許可法」(七二条〜七七条)及び「行政処罰法」(五五条〜五九条)には、違法な行政行為に対して大まかに「行政処分に処する」ことしか定めていないが、「行政強制法」には、「重過失記録、降格、免職、解雇」(六三条二項)、「違法に振り替えた金員の二倍の過料」(六六条一項)に処するなど、行政処分の内容をより具体的に明示している。さらに、法的責任の追及はより厳しい。例えば、「行政処罰法」(五八条一項)は、行政機関が過料、没収した違法な所得または財物を流用し、私的に配分し、または形を変えて私的に配分した行為について、また、「行政許可法」(七五条二項)は、行政機関が行政許可の実施にあたって徴収した費用を滞留させ、流用し、私的に配分し、または形を変えて私的に配分した行為について、いずれも直接責任者に対し曖昧な「行政処分に処する」と定めることにとどまっているが、「行政強制法」(六三条二項)は、行政機関が封印し、差押えた財物、または振り替えた預金・送金、競売及び法に基づく処理により得られた金員を滞留させ、私的に配分し、または形を変えて私的に配分した行為について、直接責任者に対し「重過失記録、降格、免職または解雇の処分を科す」と定めており、違法な行政行為に対する厳罰化の趨勢がうかがえる。

六 おわりに——行政強制法の実効性及び課題

行政強制法の制定は、政府の公権力を規律し、行政手続法体系における「空白」を補填した重要な法律として、行政手続法制定の整備における大きな出来事であり、政府の経済社会事務に対する管理が制度化、規範化、法制化に向かつて一歩前進したことを示している。しかし、紆余曲折の立法過程を経てようやく成立した行政強制法は、より困難な実施過程に直面するかもしれない。

行政権がとりわけ優位にある中国では、多くの民衆が「行政強制」という言葉を本能的に怖がり、行政強制法に少なからず抵抗感を覚えているのが現実である。市民の間から「行政強制法って誰のための強制なのか」「私達への強制がまだ足りないのか」というような声もあった。³³「立法法」の規定により、全人代常務委員会に上程された重要な法律案は、社会に公開して意見を徴することができる（三五条）。行政強制法（草案）は、各界から三七〇七件の意見を募り集めたが、個人所得税（草案）が二四万件の意見も徴集したのに比べ、行政強制法の制定に対する社会の関心が薄いことを物語っている。³⁴したがって、行政強制法の実施にあたって、こうした疑念や不安を如何に払拭し、行政強制法が政府の強制権限をさらに増強、拡張するものではなく、むしろ行政強制行為を規範化し、行政強制権の濫用を抑制するためのものであるという立法趣旨を周知するのは実に大きな課題である。行政強制法が採択された後、全人代法律委員会も、関係部門に対し多様な形で本法を広く宣伝し理解を深めなければならず、国务院及び各地方の行政機関が本法公布前に制定された法規、規則及び規範的文書の整理に力を入れるべきである

と建議した。⁽³⁵⁾

行政強制法の施行は、既存の行政上の強制措置制度を改革するきっかけにもなっている。国の最高行政機関である國務院は、二〇一一年八月、國務院所属の各部門及び各級地方政府に対し「行政強制法の実施に関する通知」を發し、その中で、行政強制法は、行政処罰法、行政不服審査法、行政許可法等に続く政府の共同行為を規範化する重要な法律として行政機関と重大な関係を持つものであり、社会主義法治国家及び法治政府の建設を加速する重要な契機であると強調したうえ、行政法律の執行人員を対象とする研修を行い、行政強制法の施行が政府の管理運営に与える影響や行政法律の執行に対する新しい要請を正確に理解させなければならないと同時に、現存の行政法規、地方的法規、規則及び規範的文書における行政強制の関連規定に対して速やかに整理し、行政強制法の規定に合致しない条項については改正または廃止するが、確実に留保する必要がある条項については法律または行政法規に昇格させなければならないと指示した。⁽³⁶⁾ 行政強制法をめぐる宣伝キャンペーンも全国の主要メディアを通して大々的に行われた。

行政強制法は、中国の行政活動及び社会に多大な影響をもたらすものとして、その施行状況、特に地方政府による行政強制執行権の行使を監督する効果が注目されている。近年、地方行政機関による「野蛮強制執行」⁽³⁷⁾が目に余るほど横行しており、深刻な社会問題となっている。家屋立退管理部門が水、電気、ガスの供給を停止する等の方法で立ち退き拒否者を強制移転させることや、都市管理部門の職員が露店商の経営道具や商品をひっくり返して没収したことなど、とりわけ土地開発や都市改造に伴う土地の強制収用、家屋の強制立退をめぐる死傷事件が頻発している。行政側の人権を無視した強制執行行為に対し、住民らがとる抗議手段も、書簡の送付から焼身自殺へと年々過激になり、不審な死を遂げた事件も少なくない。社会階層の底辺に位置する民衆達の絶望感が表面化した結果と

も言える。この中で社会に広く注目され、激しい論議まで巻き起こした実例としては、唐福珍焼身自殺事件と銭雲会轢死事件が挙げられる。

二〇〇九年一月一三日、四川省成都市金牛区天回鎮に住む唐福珍（四七才）は、強制立退の執行中に自宅のベランダで焼身自殺を図り死亡した。三階建ての建物は、唐福珍夫婦が一九九六年に成都市政府と借地契約を結んで建てた持ち家である。二〇〇七年、下水道整備工事のため市政府から立ち退きの交渉が行われたが、住宅取り壊しへの補償金は、家を建てた時の総額の三分の一にすぎないとして決着していなかった。事件当日、早朝五時に市政府による強制立ち退きが執行され、追い立てられた唐一家は三階屋上ベランダに上がり、ガソリンを撒くなど抵抗を続けたが、夫らが執行人員に暴力を振るわれる様子を見た唐福珍は、自分にガソリンをかけて火をつけた。同月二九日、救護の甲斐なく病院で亡くなった。事件後、現場指揮にあたった金牛区都市管理執法局長の鍾氏は、唐福珍の死に「ささかの陳謝の念も持たず、「焼身自殺は法を無視した悲劇だ」と言い張った。しかし、この事件は広く世間の注目を集め、強制的な立退きの実施方法が人々からやり玉にあげられたためか、成都市政府側は、世論を鎮めようと「法の執行において指揮が不適であったことによる事故」と認めて鍾局長を停職処分にしたが、一年も立たないうちに復職した。³⁸⁾

二〇一〇年一月二五日、浙江省樂清県寨橋村の元村長である銭雲会（五三才）が道路で工事用作業車にひかれて死んでいるのが見つかった。銭氏は村長であった二〇〇五年、村の土地を強制収用された問題で村民を率いて地方政府に陳情して投獄され、二〇〇九年に出獄した後もインターネット上で地上げを糾弾していた人物であった。銭氏の死体現場には不自然な点が多いため、土地強制収用をめぐる謀殺事件の可能性が疑われていた。インターネットでも、銭村長は村民の利益を守るために官僚の恨みを買って、殺害されたという情報が飛び交っていた。しかし、

事件を捜査した公安警察当局は、謀殺する可能性を排除して交通事故として認定した。二〇一一年二月一日に行われた第一審裁判では、加害者の運転手が交通事故を引き起こす罪で法定最低刑に近い三年六ヶ月の刑罰を受けたが、温州市中級人民法院は、この量刑が適切であるとする第二審判決を下した。³⁹⁾

激しい世論の嵐を起こしたこの二つの事件は、中国において氷山の一角に過ぎなかった。強制立退に伴い犠牲者が出る事件がその後も各地で相次いでいることから、二〇〇一年一月に施行された「都市家屋立退管理条例」の見直しが迫られるようになった。当該管理条例によれば、被立退人または家屋賃借人が所定の期間内に立ち退かない場合、家屋所在地の市、県級人民政府によって関係部門に強制立退を一任するか、または家屋立退管理部門によって法により人民法院に強制立退を申し立てることができる（一七条）。地方政府の関係部門は、この条文を根拠にして自力強制執行を実施することが一般的であった。地方行政機関による「野蛮強制執行」の積弊を根本から是正するために、二〇一一年一月、國務院は、新たに「国有土地における家屋徴収及び補償条例」（以下、補償条例と略する）を發布し、強制立退の執行権を行政機関に付与せず、人民法院による強制執行の一本化を図った。すなわち、被徴収人が補償決定が定めた期間内に立ち退かない場合、しかも法定期間内に行政不服申立を申請せずまたは行政訴訟を提起しない場合、家屋の徴収決定を下した市、県級人民政府は、法により人民法院に強制執行を申し立てることができる（二八条）。行政強制法も、人民法院に対する強制執行の申立について関連規定を置いている。すなわち、当事者が法定期限内において行政不服審査の申立または行政訴訟の提起を行わず、行政決定も履行しない場合、行政強制執行権を有しない行政機関は、期限満了日から三ヶ月以内に、人民法院に強制執行を申し立てることができる（五三条）。このほか、住民の生活に対し、水、電気、暖房、ガスの供給を停止する等の方式を用いて当事者に関連行政決定の履行を迫った場合の直接責任者に対する罰則も明記している（六一一条）。

他方、市、県級人民政府が人民法院に強制執行を申し立てた国有土地における家屋徴収及び補償決定に係わる事件を正確に処理することにより、公共の利益を守り、被徴収家屋所有権者の適法な権利利益を保障するために、最高人民法院は、行政強制法、行政訴訟法及び「補償条例」に基づき、二〇一二年三月に「人民法院に強制執行を申し立てられた国有土地における家屋徴収及び補償決定に係わる事件の処理における若干問題に関する規定」（法釈「二〇一二 四号」という司法解釈を發布した。その中で、強制執行の申請機関は、「補償条例」二八条に定められた申請書及び添付書類に加えて、以下の書類も提出しなければならないとした。すなわち、①徴収補償決定と関連証拠及び根拠とされた規範的文書、②徴収補償決定の送達済証明書、催告情況及び家屋被徴収人、直接利害関係人の意見書、③社会安定リスクに関する評価資料、④強制執行を申し立てられた家屋の状況、⑤被執行人の姓名または名称、住所及び強制執行に関連する財産状況などの具体的情況である（二二条）。そして、人民法院は、審査期間中において必要に基づき関連証拠を取り調べ、当事者に質問し、聴聞会を組織するかまたは現場調査を行うこともできる（五条）。また、徴収補償決定には次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、人民法院は、それを執行してはならない裁定を行わなければならない。①明らかに事実の根拠が乏しい場合、②明らかに法律、法規の根拠が乏しい場合、③明らかに公平補償の原則に適合せず、被執行人の適法な権利利益に重大な損害をもたらしたか、または被執行人の基本的な生活、生産経営条件への保障を失わせた場合、④明らかに行政の目的に違反し、公共の利益に重大な損害をもたらした場合、⑤法定の手続または正当な手続に甚だしく違反した場合、⑥職権を濫越した場合、⑦法律、法規、規則等に規定された強制執行に適さないその他の状況のある場合（六条）。行政強制法をはじめとする一連の法律、法規等の実施により強制立退における行政強制執行権濫用の防止が期待できるものと思われる。

行政強制法の円滑な実施を保証し、その実効性を高めるためには、同法の規定に関連している諸制度の整備や各制度間の協調も不可欠である。登録保存措置の適用をめぐる問題はその一つである。行政処罰法第三七条二項には証拠の登録保存措置が定められている。すなわち、行政機関が証拠を収集するとき、抜き取り方法を採用ことができ、証拠が滅失する恐れがあり、または以後取得することが困難な状況の下では、行政機関責任者の許可を経たうえで、先行させて登録保存することができ、かつ、七日以内に適時処理の決定を行わなければならない。この登録保存措置は、証拠保全の方法であって、行政強制措置ではないものの、多くの行政機関は、それを事実上の行政強制措置と見なして多用しているのも現実である。行政強制法は、行政強制措置の対象、種類等について明確な規定を置きながら、厳格な適用条件及び実施手続を定めているのに対し、行政処罰法は、登録保存措置の適用条件及び実施手続について特に明確な規定を置いていない。このため、一部の行政機関は、行政強制法に定められた行政強制措置を適用せず、行政処罰法に定められた登録保存措置を直接適用することがある。登録保存措置が行政強制法に列挙されている四種類の行政強制措置に含まれていないので、同法の調整を受けないものと思われ、行政強制法に基づく厳格な規制を避けるための「抜け道」にもなっている。このような「有実無名」の状況は、行政強制法の実施効果を弱めるおそれがあるため、登録保存措置をもって形を変えた行政強制措置を行う問題を如何に解決することも急務な課題である。

また、行政処罰の委託執行と行政強制措置の適用に関する問題が挙げられる。行政処罰法第一八条、第一九条によれば、行政機関は、法律、法規または規則の規定に基づき、その法定の権限内において本法の定める以下の条件に合致する組織を委託して行政処罰を行わせることができる。具体的には、委託を受ける組織は、①法により設立された公共事務を管理する事業組織であること、②関係法律、法規、規則及び業務を熟知する職員を持つこと、③

違法行為に対して技術検査または技術鑑定を行う必要がある場合には、相応の技術検査または技術鑑定を案配して行わせる条件を備えることが必要である。他方、行政強制法は、行政強制措置の実施機関及び実施人員に対し厳しい制限を定めている。すなわち、行政強制措置は、法律、法規に定める行政機関が法定の職権の範囲内において実施する。行政強制措置権は委託してはならない。行政処罰法の規定により相対的に集中した行政処罰権を行使する行政機関は、法律、法規に定める行政処罰権と関係のある行政強制措置を実施することができる。行政強制措置は、行政機関の資格を有する行政法律執行員により実施されなければならない。その他の者はこれを実施してはならない（二七条）。行政強制措置は、行政処罰事件を処理する過程において行われることもあるので、この規定は、委託を受けた組織が、行政処罰事件を処理する際に、関係のある行政強制措置を実施できない状況を生じさせる可能性がある。また、大部分の行政処罰決定書には期限までに行政処罰の決定を履行しない罰則として過料または延滞金を加徴することができる」と記載されている。ところが、行政強制法第一二条では、行政強制執行の方式として過料または延滞金の賦課があると定めている。この規定によれば、法律、法規による授権がない限り、行政強制執行権を持たずに委託を受けた組織は、委託する行政機関の名義をもって行政処罰を実施する場合に過料または延滞金を加徴することができるかと考えられる。今後とも多くの分野では、たとえば食品薬品の管理監督において一部の行政処罰権を法定の条件に合致する専門的技術を備える事業組織に委託して行使させる可能性が大いにあるので、⁴⁰⁾行政処罰の委託執行が行政処罰権に関連する行政強制措置を適用できるかの問題は早急に検討されるべき課題である。

さらに、行政強制執行と代執行の適用をめぐる問題もある。行政強制法は、行政強制執行の実施について、原則として法律に行政機関による強制執行が定められていない場合、行政決定を行った行政機関は、人民法院に強制執

行を申し立てなければならぬ（一三条）と定めている一方、例外的には、行政機関が法により当事者に妨害の排除、原状の回復などの義務履行を求める決定を下し、当事者が期限を過ぎても履行せず、催促を経てもなお履行せず、その結果がすでに交通の安全を脅かし、環境汚染を招き、もしくは自然資源を破壊した場合、行政機関は、代執行をし、または利害関係のない第三者に委託して代執行をさせることができる（五〇条）とも認めている。すなわち、強制執行の権限を持たない行政機関は、その結果が①交通の安全を脅かした場合、②環境汚染を招いた場合、③自然資源を破壊した場合に限って、代執行を通じて自ら強制執行権を行使することができる。ところが、この三つの場合を判断する具体的な基準がないため、事実上、行政機関の裁量に委ねられている。行政機関及びその執行人員の「任意解釈」や「法条曲解」を防止するためには、この三つの場合における状況を細分化して法定する必要性があると思われる。

このほか、行政強制文書の送達手続においても問題がある。行政強制法の規定によれば、行政強制の決定が当事者に告知・送達されてからはじめて効力が生じる。具体的には、まず、行政強制措置の実施手続において、行政機関は、行政強制措置を実施するとき、当事者に立ち会うよう通知する。その場で行政強制措置を講じる理由、根拠及び当事者が法に基づき有する権利、救済手段を当事者に告知する。当事者の陳述と弁明を聴取し、現場記録を作成する。現場記録に当事者及び行政法律執行員が署名または捺印を付す（一八条）。次いで、義務履行の催告手続において、行政機関は、強制執行の決定を行う前に、または人民法院に強制執行を申し立てる前に、あらかじめ当事者に義務の履行を催告しなければならない（三五条、五四条）。当事者は催告書を受領した後、陳述と弁明を行う権利を有する。行政機関は、当事者の意見を十分に聴取し、当事者の申し出た事実、理由及び証拠に対し、記録、照合を行わなければならない（三六条）。さらに、行政強制執行決定の送付手続において、催告書、行政強制執行

決定書は、当事者に直接送達しなければならない。当事者が受取を拒否する場合または当事者に直接送達することができない場合は、民事訴訟法の関連規定により送達しなければならない（三八条）。これらの規定には行政強制の決定がすでにその場で当事者に告知されたかまたは当事者に直接送達されたという共通する前提があったと考えられる。しかし、行政強制の実務においては、当事者が現場に居ないかまたは現場に行くことを拒否したり逃走したりする場合も少なくないので、行政強制文書が確実に当事者に告知・送達されない限り、行政強制の決定も発効できない。そして、民事訴訟法の関連規定によれば、送達を受ける者が行方不明である場合には、公示送達をすることになる。公示した日から六〇日を経過したときに、送達されたものとみなす（八四条）。すなわち、この六〇日に及ぶ期間が満了するまでには、行政強制の決定がなお発効していないため、次の執行手続も事実上始動できないのである。⁽¹⁾これは、行政強制の執行効率や違法行為の即時な制止に影響を与えるばかりか、その実施効果に一種の不確定性をもたらしている。

行政強制法の実施は、現行の行政手続法制にとっても新たな挑戦である。これまで制定された行政許可法、行政処罰法などに比べて、行政強制法が提起している問題はより複雑であり、一般民衆の権利利益と密接に係わっている。全人代が行政強制法の立法趣旨について説明されたように、行政強制制度は、行政管理の効率だけでなく、公民の人身権及び財産権に対する処分または制限にも係わるため、法に基づき行政強制権を規範化するのは、法治行政による要請であるとともに、公民の適法な権利利益を擁護することからも必要である。したがって、行政強制法は、行政機関に必要な強制手段を付与して行政機関の法に基づく職務履行を保障及び監督し、公共の利益及び社会の秩序を守ると同時に、行政強制行為を規律して権力の濫用を防止し、公民、法人及びその他の組織の適法な権利利益をも保護しなければならない。⁽²⁾

しかし、法に依る行政という流れの中で制定された行政強制法の内容について言えば、「何か見新しいものがあるかといえば特段なく、むしろ従来からの立法の枠組みに沿ったものと考えられる」⁴³ことも鋭く指摘されている。「つまり、行政強制という行政作用の中でも権利侵害性の強いものについて、それまで統一的な法律がなかったこと、実際的には『依法行政』に反するような行政強制の『乱』『濫』という深刻な問題に対処しなければならぬ点で、ようやく一応の体系的な法制度が整備されたといった具合であり」、「近代法の原理である『法の支配』ないし『法治国家』概念に照らすと、根源的な問題状況に存置されたままである。つまり、漸次的な法改革は『依法行政』推進路線の中みられるが、現行の憲法体制を前提にする限り、抜本的な改善は難しいと思われる」⁴⁴。

「調和のとれた社会」の構築は、現段階の中国において重要な戦略的目標として掲げられているが、行政強制権の行使を最小限に抑えるのは、理想的な「調和のとれた社会」があるべき姿であるようにも思われる。政府が如何に「もろ刃の剣」といわれる行政強制権を的確に運用しながら民衆の理解と信頼を勝ち取ることは、行政強制法の確実な実施にとって最大の課題であると言えよう。

注

- (1) 原田尚彦『行政法要論(全訂第七版)』(学陽書房、二〇一〇年)二一九頁〜二二〇頁。
- (2) 阿部泰隆『行政法解釈学Ⅰ』(有斐閣、二〇〇八年)五五五頁〜五五七頁。
- (3) 宇賀克也『行政法概説Ⅰ 行政法総論』(第四版)『(有斐閣、二〇一一年)二二五頁。
- (4) 阿部泰隆・前掲注(2)五五五頁〜五五七頁。
- (5) 櫻井敬子・橋本博之『行政法「第三版」』(弘文堂、平成二三年)一七六頁。

- (6) 王健「行政程序法離我們併不遙遠——專訪中國政法大學終身教授、中國法學界行政法學研究會會長宓松年」、《民主與法制》二〇一一年第一九〇一八頁〜二〇頁。
- (7) 楊中旭『行政強制法』向建成『法治政府』邁出重要一步、《中國新聞週刊》二〇〇六年一月一七日。
- (8) 廖隆章ほか『法治湖南的美麗景觀』專題報道之一…『作蚕自縛』的革新、《民主與法制》二〇一一年第一九〇六頁〜九頁。葉必豐『行政強制法』背景下行政調查取証制度的完善、《法學》二〇一二年第二〇八頁。
- (9) 原田尚彦・前掲注(1) 二二九頁〜三〇頁。
- (10) 拙稿「中国における行政許可法の制定と行政管理体制の改革——中国の行政行為に関する手続と法(1)——」が『熊本法学』第一〇七号(二〇〇五年一月)に掲載され、「中国における治安管理処罰法の制定と行政処罰制度の改革——中国の行政行為に関する手続と法(2)——」が『熊本法学』第一二二号(二〇〇七年一月)に掲載されている。
- (11) 袁曙宏「我国『行政強制法』的法律地位、価値取向和制度邏輯」、《中国法学》二〇一一年第四号五頁〜六頁。
- (12) 同右注。
- (13) 陳麗平「行政強制法草案三審 個人生活必需品不得查封扣押」、《法制日報》二〇〇九年八月二五日。喬曉陽・全国人民代表大會法律委員會副主任委員「全國人民代表大會法律委員會關於『中華人民共和國行政強制法(草案)』修改情況的匯報——二〇一一年四月二〇日在第一屆全國人民代表大會常務委員會第二〇次會議上」、《全國人民代表大會常務委員會公報》二〇一一年第五号四八四頁。
- (14) 袁曙宏・前掲注(11)。
- (15) 常紅ほか「張世誠・全國人民代表大會常務委員會法制工作委員會行政法室副主任…「行政機關自行隨意設置行政強制是『亂源』」、同「專家…行政強制必須由行政權力機關實施不得委託」、《人民網》(二〇〇九年八月二七日)

- <http://www.npc.people.com.cn/GB/14957/53050/9939926.html>
<http://www.npc.people.com.cn/GB/14957/53050/9940207.html>
- (16) 朱宝玲『『中華人民共和国行政強制法』の立法による外商企業を含む私企業への影響について』、『国際商事法務』Vol.39, No.12 (2011) 1822頁。
- (17) 信春鷹・全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会副主任「關於『中華人民共和国行政強制法(草案)』的說明——二〇〇五年二月二四日在第一〇届全国人民代表大会常務委員会第十九次會議上」、『全国人民代表大會常務委員会公報』二〇〇五年第五号四七八頁。
- (18) 常紅ほか「專家：『行政強制法』難産恰在協調公權力与私權力」、「人民網」(二〇〇九年八月二七日)
<http://www.npc.people.com.cn/GB/14957/53050/9940278.html>
- (19) 阿計「行政強制法、最後一塊『硬骨頭』」、「民主与法制」二〇〇六年二月下半月刊(総四五三号)八頁。
- (20) 龔国輝ほか「行政程序法」漸行漸近」、「法制与新聞」二〇〇六年第三号九頁。
- (21) 喬曉陽・全国人民代表大会法律委員会副主任委員「全国人民代表大會法律委員会關於『中華人民共和国行政強制法(草案)』修改情况的匯報——二〇〇九年八月二四日在第一〇届全国人民代表大会常務委員会第十九次會議上」、『全国人民代表大會常務委員会公報』二〇〇九年第五号四八二頁。
- (22) 袁曙宏・前掲注(11)七頁、九頁。
- (23) 胡建森『『行政強制措施』与『行政強制執行』的分界』、『中国法学』二〇一二年第二号九一頁。
- (24) 袁曙宏・前掲注(11)一四頁。
- (25) 孫彦『『行政強制法』の制定について』、『国際商事法務』Vol.39, No.9 (二〇一一年)。

- (26) 喬曉陽・前揭注(21) 四八三頁。
- (27) 袁曙宏・前揭注(11) 一九頁。
- (28) 芝池義一『行政法總論講義(第四版)』(有斐閣、二〇〇一年) 一九七頁～一九九頁。
- (29) 同右注・一九七頁。
- (30) 喬曉陽・前揭注(21) 四八五頁。
- (31) 原田尚彥・前揭注(1) 二一九頁～二二〇頁、二二七頁～二三八頁。
- (32) 袁曙宏・前揭注(11) 二〇頁。
- (33) 陳虹偉『行政強制法為誰而強制?——写在『中華人民共和國行政強制法』出台之際』、「法制與新聞」二〇一一年八月號 二〇頁～二二頁。
- (34) 同右注。陳麗平『行政強制法草案公開徵求意見結束』、「法制日報」二〇〇九年一月一日。
- (35) 「全國人民代表大會法律委員會關於『中華人民共和國行政強制法(草案五次審議稿)』修改情況的報告——二〇一一年六月三〇日在第一屆全國人民代表大會常務委員會第二十二次會議上」,「全國人民代表大會常務委員會公報」二〇一一年第五號 四八七頁。
- (36) 「國務院發布『關於貫徹實施『中華人民共和國行政強制法』的通知』(二〇一一年九月一日)」
http://www.gov.cn/jrzq/2011-09/01/content_1938536.htm
- (37) 阿計『「行政霸權、野馬束疆」專題報道之三·細節中閃爍着人性光芒』,「民主與法制」二〇〇六年二月下半月刊 一二頁～一三頁。
- (38) 王健『「以命相搏」專題報道之二·唐福珍為何點燃自己——心理專家解析強拆自殺現象』,「民主與法制」二〇一〇年一月

上半月刊一頁～二頁。王健「『強拆之痛』專題報道之一…唐福珍自焚之后」、「民主与法制」二〇一一年一月上半月刊六頁～九頁。

(39) 庄慶鴻「上訪村主任『交通事故』致死疑雲重重」、「中国青年報」二〇一〇年十二月二七日。孫昌鏗「樂清通報上訪村長被軋死事件」、「北京青年報」二〇一〇年二月二八日。趙洪傑ほか「温州警方未查出村長遭謀殺証拠目擊村民現身反駁」、「南方日報」二〇一〇年十二月二十九日。「錢雲会案終審維持原判」、「法制日報」二〇一一年三月一九日。

(40) 龐捷軍「对『行政強制法』在食品藥品監管執法中的幾点思考」(二〇一三年四月一七日)
<http://www.scfda.gov.cn/CL0206/68395.html>

(41) 楊小軍「『行政強制法』實施問題分析和对策」、「中国改革」二〇一一年第八号。

(42) 信春鷹「全国人民代表大会常务委员会公報」二〇一一年第五号四七八頁。

(43) 上拂耕生「中国の行政強制法について——行政の法治化の観点から——」、「アドミニストレーション」第一九卷第二号(二〇一三)五九頁。

(44) 同右注。